

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年2月26日

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 後藤清喜

(別紙)

第1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀長恒

南三陸町監査委員 後藤清喜

第2 監査の概要

(1) 監査執行期日及び対象課等

監査執行期日	対象課及び関係書類等	備考
令和3年 1月13日 ～ 2月 1日	委託業務関係書類 使用賃借契約関係書類 備品購入関係書類 等	予備監査
2月 2日	書類監査（全課） 企画課、町民税務課	監査委員監査
2月 3日	農林水産課、管財課、商工観光課 建設課	監査委員監査
2月 9日	保健福祉課、環境対策課 教育総務課、生涯学習課	監査委員監査
2月10日	総務課、総合支所、議会事務局 備品監査（全課）	監査委員監査
2月24日	上下水道事業所、病院、出納係	監査委員監査

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

令和2年度における各所管課の財務に関する事務の執行状況等について

(3) 監査の方法

1) 事前手続

① 南三陸町監査基準等に基づく関係資料及び事務事業に係る関係書類の提出を求めた。

ア 南三陸町監査基準等に基づく関係資料

- a 委託料内訳表
- b 使用料及び賃借料内訳表
- c 備品購入内訳表
- d 予算収入・支出状況表

イ 事務事業に関する書類等

- a 業務委託契約に関する書類
- b 使用賃借契約に関する書類
- c 備品購入に関する書類（備品台帳含む）
- d 出勤簿
- e 年次有給休暇届

2) 実施手続

① 予備監査

関係資料の中から抽出した事務事業に係る関係書類（別紙）の提出を求め、予備監査を実施した。

② 監査委員監査

所管課職員の出席を求め、財務に関する事務の執行状況等について説明を聴取するとともに、提出書類等の監査を行った。

（4）監査の着眼点

1) 共通事項

- ① 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか
- ② 事務処理で関係法令等に違反するものはないか
- ③ 関係書類及び帳簿等は適正に整備されているか

2) 個別事項

① 予備監査

ア 委託契約関係事務

- a 委託業務に関する事務手続は適正か
- b 委託料の算定根拠は明確か
- c 委託業務完了後の履行確認は適正になされているか

イ 使用賃借契約関係事務

- a 賃借契約締結に関する事務手続は適正か
- b 賃借期間、賃借料その他契約内容は適正か
- c 賃借物件は、その目的に沿って使用されているか

ウ 備品購入関係事務

- a 備品購入に関する事務手続きは適正か
- b 備品台帳は適正に整理されているか

② 監査委員監査

ア 書類監査

事務事業に関する書類等は法令等に則して適正な事務手続きがなされているか

イ 所管課聴取

- a 財務に関する事務の執行状況について
- b 歳入歳出予算の執行状況について

第3 監査の結果

(1) 所管課聴取

財務に関する事務の執行状況等について説明を聴取した結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。

(2) 委託契約関係

委託事務手続、関係書類の整備等について、おおむね適正ではあるが、一部の所属において、委託金額の確定等に係る意思決定の手続きに不備が認められた。

(3) 使用賃借契約関係

契約関係事務等については、おおむね適正に行われているものと認められた。

(4) 備品購入関係

購入事務手続き、備品台帳の整理については、おおむね適正に行われているものと認められた。

第4 結び

各所管課における令和2年度の財務に関する事務の執行等は、おおむね適正に行われていると認められるが、一部の所属において、事務事業に関する書類の中で、意思決定手続きに不備が認められたことから、当該所属に対しては、適正な事務手続きを徹底されるよう注意を促した。

今後においても、計画的、効率的な予算執行に留意されるとともに、関係法令等の規定に基づく適正な事務処理に一層の配意がなされることを望み、結びとする。